

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は40万円、申立期間②は65万9,000円、申立期間③は86万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を申立期間①は40万円、申立期間②は65万9,000円、申立期間③は86万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①は明らかでないと認められ、申立期間②及び③は履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 30 日
② 平成 17 年 4 月 28 日
③ 平成 20 年 7 月 18 日

私が所持する預金通帳等で、申立期間①から③までの賞与が会社から振り込まれていることが確認できるが、厚生年金保険の記録となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管する申立期間①に係る賞与の振込金額が確認できる預金通帳、及びA健康保険組合が保管する株式会社Bに係る申立人の記録から、申立人は、平成15年4月30日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び③について、株式会社Bが保管する賃金台帳により、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間②は65万9,000円、申立期間③は86万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び③に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間②及び③の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、その主張する標準賞与額（92万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、92万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 18 日

株式会社Aから平成 20 年 7 月に支給された賞与の記録が漏れている。

私が所持する賞与支給明細書では確かに厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及び株式会社Aが保管する賃金台帳により、申立人は、平成 20 年 7 月 18 日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（92万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

私が勤務していたA株式会社は、申立期間当時は成長期であったので毎年昇給していたはずである。

申立期間①及び②の標準報酬月額が長期間変わっていないことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は毎年昇給していたはずである。申立期間①及び②の標準報酬月額が長期間変わっていないことに納得できない。」と主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間当時の給料支払明細書等の資料を所持していない上、A株式会社は、「当時の賃金台帳等の資料が無いため、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A株式会社では申立期間①及び②当時、厚生年金保険の被保険者が申立人を含む 25 人（取締役 3 人を除く。）であったところ、申立期間①では、期間内の標準報酬月額に変更が無い者が 2 人、減額した時期がある者が 17 人みられ、申立期間②では、期間内の標準報酬月額に変更が無い者が 22 人みられることを踏まえると、申立期間①及び②当時、同社の社員の標準報酬月額は必ずしも年々増額していたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、同僚のうち一人が所持する昭和 57 年 1 月から 62 年 12 月までの給料支払明細書を基にして試算した同人の標準報酬月額、同人のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、上記の同僚の給料支払明細書から、毎年 4 月に昇給があったことが確認できるものの、同人の標準報酬月額は、申立期間①では期間内に減額した時期があり、申立期間②では変更がみられない。これは、標準報酬月額は毎年、当時の算定対象月である 5 月から同年 7 月までの期間の総収入額の平均を基にして、同年 10 月から翌年 9 月までの 1 年間の標準報酬月額を「定時決定」する仕組みであったところ、給料支払明細書から、5 月から 7 月までの月当たりの超過勤務手当が他の月に比較して少なかったことにより、標準報酬月額が減額したり、変わらなかつたりしているものであり、複数の同僚は、「3 月の期末過ぎの数か月は、超過勤務が少なかった。」と述べている。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。